北九州市監査公表第18号 令和6年7月19日

 北九州市監査委員
 中 西 満 信

 同
 廣 瀬 隆 明

 同
 村 上 幸 一

 同
 奥 村 直 樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方 自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等 都市整備局 上下水道局
- 3 監査の期間令和5年5月12日から令和5年12月14日まで
- 4 監査公表の時期 令和6年2月21日(令和6年監査公表第1号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 都市整備局

監 査の結果

措 置 状 況

工事費の積算について

(東部整備事務所工務第一課 (旧建 設局東部整備事務所工務第一課))

[33] 県道井ノ浦港線道路改築工事 | 1 指摘事項が生じた原因 本工事は、門司区吉志三丁目ほかに おいて、県道井ノ浦港線の車道及び歩 道の整備を行い、道路利用者の利便性の諸経費(共通仮設費、現場管理費) ・安全性の向上を図るものである。

道路工事においては、土木工事標準 積算基準書に基づいて、工事費の積算| を行っている。

本工事は、施工箇所に総務省統計局 国勢調査による人口集中地区(DID 地区)が含まれているにもかかわらず|が、新規路線開通式の準備及び人事異 、現場環境改善費を「市街地」ではな 動と重なったため、引継ぎがなされず く「市街地以外」で算出し、不適切な│、見落としたものである。 積算となっていた。また、北九州市請 2 再発防止策 負工事に係る設計審査実施要綱に基づ (1) 不適切な積算 く技術監理局の設計審査を受けていな かった。

工事費の積算は適正に行うとともに 、定められた設計審査の手続きを守ら れたい。

(1) 不適切な積算

今回の指摘は、現場環境改善費以外 では「人口集中地区(DID地区)」 であっても「市街地以外」を選択する |場合があることから、それらと勘違い し、解釈を間違えたものである。

(2) 設計審査

今回の指摘は、設計審査の申請時期

今後同様の選択ミスが生じないよう に、注意喚起文書等の発信を行った。

(2) 設計審査

今後同様の審査ミスが生じないよう に、人事異動の際は、前任者と後任者 及び担当係長の3者で審査案件の再確 認(チェックリスト等の確認)を行う こととした。

3 職員への周知

(1) 不適切な積算

令和5年10月27日に建設局の関 係各課及び各区まちづくり整備課宛に

監査の結	果	措置状況
		2文を通知した。併せて、積
		:周知するため、課内研修を
	実施した。 (2)設計	- 家本
		番車 に伴う引継ぎにおける注意
		設計審査の実施要領を再確
)、課内研修を実施した。

工事の契約事務について 1

(道路部街路課(旧建設局道路部街 路課))

(軽微な工事)砂津長浜線道路付属施 設設置工事(その1)

本工事は、小倉北区長浜町の砂津長 浜トンネルにおいて、漏水対策を行う ものである。

この工事は、当初の工事内容では予 定価格(税込)が250万円以下であ ったため、「軽微な工事の執行要領」 に基づく少額の随意契約(軽微な工事)として起工し、工事着手後に新たに 発見された漏水箇所の対策を追加する ため設計変更を行い、最終的に契約金 に、軽微な工事の変更契約伺いに、税 額(税込)が約249万円となってい 込みの設計金額総額(予定価格)も表 た。

しかし、設計変更によって積算され た最終の予定価格(税込)が250万 円を超えており、軽微な工事としての 執行は不適切である。

適正な事務処理をされたい。

|1 指摘事項が生じた原因

今回の指摘は、軽微な工事の変更予 定価格について、担当者の業務が多忙 な時期であったことから失念したうえ 、確認が十分でなかったことが原因で 生じたものである。

2 再発防止策

今後、同様の間違いが生じないよう 示するよう、様式の変更を行った。

令和5年9月28日に事務改善会議 |を実施し、街路課の全職員に対して指 摘の内容と改善策について周知を行い 、再発防止の徹底を図った。

3 職員への周知

令和5年10月27日に局内及びま ちづくり整備課に対して、再発防止に 関する注意喚起および様式変更の通知 を発出した。

また、令和5年11月22日に技術 監理局より、軽微な工事の変更契約伺 様式の変更について通知を行った。

監 査の 結果

措 置 状 況

工事の契約事務について

(西部工事事務所水道課)

(簡易工事) 伊左座~引野導水路線法 面整備工事

本工事は、八幡西区鷹見台四丁目地 内において、導水路線の法面整備を行 た際に、変更請負金額が通常の変更範 うものである。

定価格(税込)が250万円以下であ 疎かになり、予定価格(税込)が25 ったため、「市上下水道局簡易工事執 0万円を超えているにもかかわらず、 行要領」に基づく少額の随意契約(簡|簡易工事のまま変更契約を行ったもの 易工事)として起工し、現地精査の結 である。 果により追加となった法面整備の設計 変更を行い、最終的に契約金額(税込)が約228万円となっていた。

た最終の予定価格(税込)が250万の確認を行うこととした。 円を超えており、簡易工事としての執 行は不適切である。

適正な事務処理をされたい。

今回の指摘内容は、変更設計を行っ 囲内であるとの先入観によって、予定 この工事は、当初の工事内容では予 価格である設計金額総額のチェックが

指摘内容をふまえ、再発防止策とし て、会計システムの様式に簡易工事の 確認欄を追加し、設計担当係長、契約 しかし、設計変更によって積算され 担当係長による変更後の設計金額総額

> また、職員への周知については、総 務経営部長通知(令和5年10月2日 付け北九上総経第1824号)により 、再発防止の注意喚起を行った。